

秘密

第一項ノ部ニハ各省大臣ノ定ムル所ニ依リ
其ノ官制ノ定ムル所ニ依リ
其ノ官制ノ定ムル所ニ依リ

第二十四條 大臣官房庶務局及局中各ニ課長一人ヲ
置キ高等官ヲ以テ之ニ充ツ課長ハ命ヲ上官ニ承ケ課
務ヲ掌理ス

律

昭和二十年十一月二十七日會議議案

昭和二十年十一月二十七日 決議
昭和二十年十一月一日 公布
勅令第六百七十五號

(秘)

第一復員省官制 附

勅令第 號

第一復員省官制

第一條 臨時ニ第一復員省ヲ置キ本令ニ定ムルモノノ
外各省官制通則ヲ適用ス

第二條 第一復員大臣ハ陸軍大臣ノ所掌シタル事項ニ
シテ復員及之ニ關聯スル事項ニ關スルモノヲ掌ル

第三條 大臣官房ニ於テハ通則ニ場グルモノノ外左ノ
事務ヲ掌ル

- 一 史實調査ニ關スル事項
- 二 在外陸軍部隊ノ實情調査ニ關スル事項
- 三 終戦連絡ニ關スル事項ニシテ他ノ所掌ニ屬セザ

ルモノ

四 翻譯ニ關スル事項

五 醫務ニ關スル事項

六 他ノ所掌ニ屬セザル事項

大臣官房中其ノ事務ヲ分掌スル爲第一復員大臣ノ定ムル所ニ依リ部及課ヲ置クコトヲ得

第四條 第一復員省ニ左ノ四局ヲ置ク

總務局

業務局

經理局

法務局

局中局務ヲ分掌スル爲第一復員大臣ノ定ムル所ニ依リ部及課ヲ置クコトヲ得

第五條 總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 所管行政ノ綜合調整ニ關スル事項

二 部外交渉一般ニ關スル事項

三 軍需工業及軍需品(他ノ所掌ノモノヲ除ク)ノ

整理ニ關スル事項

第六條 業務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人事ニ關スル事項

二 復員實施一般ニ關スル事項

三 運輸及通信ニ關スル事項

第七條 經理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 豫算、決算、資金、契約及給與ニ關スル事項
- 二 會計ノ監査ニ關スル事項
- 三 衣糧、需品及營繕ニ關スル事項
- 四 國有財産ニ關スル事項

第八條 法務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 司法及刑務ニ關スル事項
- 二 規律ノ維持ニ關スル事項

第九條 各局長ハ勅任ノ、各部長ハ勅任又ハ奏任ノ、秘書官ハ奏任ノ第一復員官ノ中ヨリ之ヲ補ス

第十條 第一復員書記官ハ專任一人ヲ以テ定員トス

第十一條 第一復員官ハ專任九十二人ヲ以テ定員トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ニ掲グル勅令ハ之ヲ廢止ス

陸軍省官制

昭和九年勅令第九十二號

昭和十六年勅令第八百九十九號

神ノ法令中電電大臣、陸軍省及陸軍部内ニ關スル規定

ハ第一復員大臣、第一復員省又ハ第一復員部内ニ關スル規定トス但シ第一復員大臣ノ特ニ指定スルモノハ此

ノ限ニ在ラズ

陸軍省官制

(明治三十二年八月
勅令三一四)

朕陸軍省官制改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布ヤシム

陸軍省官制

第一條 陸軍大臣ハ陸軍軍政ヲ管理シ陸軍軍人軍屬ヲ統督シ所轄諸部ヲ

監督ス

第二條 政務次官又ハ參與官ノ職務ハ軍機軍令ニ關スル事項ニ及ハサル

モノトス

第三條 陸軍省ニ副官ヲ置ク

副官ハ陸軍大臣ノ命ヲ承ケ大臣官房ノ事務ヲ掌ル

第四條 (削除)

第五條 大臣官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密ニ屬スル事項

- 二 大臣ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項
- 三 軍令ノ原本ノ保管ニ關スル事項
- 四 記録ノ編修及翻譯ニ關スル事項
- 五 公文書類及成案文書ノ査閲接受發送及編纂保存ニ關スル事項
- 六 圖書保管ニ關スル事項
- 七 陸軍文庫ノ管理ニ關スル事項
- 八 軍旗及靖國神社ニ關スル事項
- 九 報告及統計ニ關スル事項
- 十 省局判任文官ノ人事ニ關スル事項
- 十一 外國武官ノ應接ニ關スル事項
- 十二 省内ノ風紀ニ關スル事項

十三 印刷ニ關スル事項

十四 例規ニ依リ取扱フヘキ庶務及各局ニ關セザル事項

第六條 陸軍省ニ左ノ六局ヲ置ク

- 人事局
- 軍務局
- 兵務局
- 經理局
- 醫務局
- 法務局

第七條 人事局ニ補任課及恩賞課ヲ置ク

第八條 補任課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 陸軍武官及文官ノ進退、任免、分限、補職、命課、増俸、増給、

考科其ノ他ノ人事ニ關スル事項

- 二 陸軍武官及文官ノ戰時職務ニ關スル事項
- 三 兵籍、戒時名簿、文官名簿及停年名簿ニ關スル事項
- 四 待命、休職、停職、豫備役及後備役ノ將校並ニ退役ノ將官及各部將官ノ人事ニ關スル事項

五 准士官及下士官ノ文官任用ニ關スル事項

第九條 恩賞課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 恩給、賜金及扶助金ニ關スル事項
- 二 敘位ニ關スル事項、記章、褒章、旌表及賞與ニ關スル事項
- 三 休暇ニ關スル事項
- 四 結婚ニ關スル事項

五 軍人援護、職業補導其ノ他厚生ニ關スル事項

第十條 軍務局ニ軍事課、軍務課及戰備課ヲ置ク

第十一條 軍事課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 國防ノ大綱ニ關スル事項
- 二 陸軍軍備其ノ他一般陸軍軍政ニ關スル事項
- 三 陸軍建制並ニ平時戰時ノ編制及裝備ニ關スル事項
- 四 戒嚴、警備、防空、軍動員及人的動員ノ基本ニ關スル事項
- 五 陸軍豫算ノ一般統制ニ關スル事項
- 六 軍需行政ノ基本ニ關スル事項
- 七 航空兵ノ本務其ノ他航空ニ關係アル事項ノ統轄ニ關スル事項
- 八 演習及校閱ニ關スル事項
- 九 團隊配置ニ關スル事項

十 戰時諸規則ニ關スル事項

十一 外國駐在員及留學將校ニ關スル事項

十二 陸軍軍需審議會ニ關スル事項

第十二條 軍務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國防敵情檢閲關及諸事項

二 國際的規約ニ關スル事項

三 部隊附外國武官ニ關スル事項

四 國家總動員一般ニ關スル事項

五 滿洲國及支那ノ軍事其ノ他之ニ關聯アル事項

六 滿洲國及支那以外ノ外國ノ軍事ニ關スル事項

七 帝國議會トノ交渉ニ關スル事項

八 陸海交通ノ普及及運輸營業ニ關スル事項

九 陸海交通ノ指導ノ統制ニ關スル事項

十 交通、運輸及通商ノ統制ニ關スル事項（陸軍兵務行政本部所掌ノモノヲ除ク）

第十二條ノ二戰備課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 物資動員一般ニ關スル事項

二 生産力擴充一般ニ關スル事項

三 海外軍需物資ノ取得及利用ノ一般ニ關スル事項（政策ノ基本ニ關スルモノヲ除ク）

四 軍需工場ノ指導及助成ノ統制及軍需品ノ製造等ノ監督ノ統制ニ關スル事項

五 軍需動員ニ要スル人員ノ養成及對峙ノ一般ニ關スル事項

六 軍需品ノ製造設備ノ計畫及其ノ實施ノ統制ニ關スル事項
七 軍需品ノ原料及材料ノ採掘及脂油ノ調査及研究ノ統制ニ關スル事項
八 軍需品ノ原料及材料ノ採掘及脂油ノ管轄區域ニ關スル事項
九 電力及工作機械ノ一般ニ關スル事項
十 陸軍共済組合ニ關スル事項

第十三條 兵務局ニ兵務課及兵備課ヲ置ク

第十四條 兵務課ニ於テハ左ノ各課ヲ設ル

- 一 各兵（航空兵ヲ除ク）ノ本務ニ關スル事項
- 二 軍樂部ノ勤務及教育ニ關スル事項
- 三 軍紀、風紀及懲罰ニ關スル事項
- 四 典令制（航空兵關係ノモノヲ除ク）ニ關スル事項

五 内務ニ關スル事項

六 儀式、禮式、慰問及慰章ニ關スル事項

七 練兵場、射撃場、築橋場、演習場及砲ノ兵要施設（航空關係ノモノヲ除ク）ニ關スル事項（築設及管理ヲ除ク）

八 學校教練及青年訓練ニ關スル事項

九 在郷軍人會ニ關スル事項

十 軍需警察（法務局所轄ノモノヲ除ク）及軍需ノ保護ニ關スル事項

十一 防諜ニ關スル事項

十二 防盜ニ關スル事項

十三 戒嚴及警備ニ關スル事項

十四 備成勤務ニ關スル事項

- 十五 要基地帯法、陸軍施設、陸軍施設、陸軍施設等ニ關スル事項
- 第十五條 兵備ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
 - 一 兵役ニ關スル事項
 - 二 兵役以下ノ補充ニ關スル事項
 - 三 軍助員ニ關スル事項
 - 四 召集ニ關スル事項
 - 五 人的勤員ニ關スル事項
 - 六 徴發ニ關スル事項
 - 七 軍馬ノ供給、飼養、管理及徴發ニ關スル事項
 - 八 地方馬ノ調養及徴發ニ關スル事項
 - 九 馬政場ニ關スル事項
 - 十 獸醫部ノ勤務及教育並ニ馬政場ノ教育ニ關スル事項

- 十一 食用動物ノ衛生及養育ニ關スル事項
 - 十二 獸醫部ノ戰時諸規則ニ關スル事項
 - 十三 獸醫資料ノ整備、補給及徴發ニ關スル事項
 - 十四 獸醫資料ノ調査、研究及審査ニ關スル事項
 - 十五 獸醫資料ノ製造及貯藏ノ設備ニ關スル事項（築設及管理ヲ除ク）
 - 十六 獸醫資料ノ工業ノ指導、助成及監督ニ關スル事項（主計課所掌ノモノヲ除ク）
 - 十七 軍犬及軍馬ニ關スル事項
 - 十八 軍馬及其ノ他戰隊用軍用動物ノ海外資源ニ關スル事項
- 第十六條（前 除）
- 第十七條（前 除）

第十八條（削 除）

第十九條（削 除）

第二十條（削 除）

第二十一條（削 除）

第二十二條（削 除）

第二十三條（削 除）

第二十四條 經理局ニ主計課、衣糧課及糧菜課ヲ設ク

第二十五條 主計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 經理部ノ補助及教育ニ關スル事項

二 豫算及決算ニ關スル事項

三 軍費運用ノ研究及審議ニ關スル事項

四 勲員豫算ニ關スル事項

五 豫備金支出、電報線路、過年度支出、定貨購入及年度開始以前支

出ニ關スル事項

六 經理部ノ戰時賄規則ニ關スル事項

七 俸給、雇員給、傭人料、諸手當及旅費ニ關スル事項

八 金錢ニ係ル經理及出納官吏ニ關スル事項

九 本省ノ諸給與及用度ニ關スル事項

十 會計（陸軍大臣ノ監督ニ關スル法人其他ノ隊員ノ會計ヲ含ム）

監査ニ關スル事項

十一 陸軍經理部、陸軍兵務行政中隊經理部、陸軍航空本部經理部及

陸軍燃料本部經理部ノ管轄外陸軍部隊ノ會計事務ノ監督ニ關スル事

十二 陸軍作業會計經營ニ關スル事務上ノ監督ニ關スル事項

十三 民間工場等對スル經理及以備調査ノ監督ニ關スル事項

十四 借給與及經理規定ニ關スル事項

十五 歳入徴收報告及支出報告ニ關スル事項

十六 陸軍經理部ノ所掌事務以外ニ係ル民事訴訟ニ關スル事項

第二十六條 (削除)

第二十七條 衣糧課ニ於テハ左ノ事ヲ掌ル

一 被服、糧秣及衣糧器具ノ整備、補給及検査ニ關スル事項

二 被服及糧秣ノ給與ニ關スル事項

三 被服、糧秣及衣糧器具ノ調査、研究及審査ニ關スル事項

四 被服、糧秣及衣糧器具ノ製造及貯蔵ノ設備ニ關スル事項 (築設及

管理ヲ除ク)

五 陸軍製靴廠ノ作業經營及設備ニ關スル事項

六 被服、糧秣及衣糧器具ノ生産ノ指導、助成及監督ニ關スル事項
(主計課所掌ノモノヲ除ク)

七 委任經理及酒保ニ關スル事項

第二十八條 建築課ニ於テハ左ノ事ヲ掌ル

一 陸軍用地及諸建築 (陸軍兵衛行政本部所掌ノモノヲ除ク)ニ關
スル事項

二 陸軍用地及諸建築ノ規格ノ規則ニ關スル事項

三 國有財産ニ關スル事項

四 建築ニ關スル調査、研究及審査ニ關スル事項

五 陸軍備品 (陣中用品、酒保品、建築材料及其ノ他ノ備品)ニ關
スル事項

以下之ニ同シ)ノ整備、補給及検査ニ關スル事項 (他課所掌ノモ
ノヲ除ク)

六 衛生部ノ戰時規程ニ關スル事項

第三十一條 醫事課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 治病及療養ニ關スル事項
- 二 病院、醫務室及轉地療養所ニ關スル事項
- 三 衛生材料ノ整備、補給及検査ニ關スル事項
- 四 衛生材料ノ調査、研究及審査ニ關スル事項
- 五 衛生材料ノ製造及貯蔵ノ設備ニ關スル事項（施設及管理ヲ除ク）
- 六 衛生材料ノ工業ノ指導、助成及監督ニ關スル事項（主計課所掌ノモノヲ除ク）
- 七 身體検査ニ關スル事項

九 物品會計及物品會計官吏ニ關スル事項

第二十九條 醫務局ニ衛生課及醫事課ヲ置ク

第三十條 衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 衛生部ノ勤務及教育ニ關スル事項
- 二 保健、部隊ノ衛生及勞務衛生ニ關スル事項
- 三 衣糧、建築、給水、排水等ノ衛生ニ關スル事項
- 四 防疫ニ關スル事項
- 五 衛生ノ調査、研究及統計ニ關スル事項

- 八 恩給診断及傷病ニ因ル除役ニ關スル事項
 - 九 日本赤十字社及傷病者救恤團體ニ關スル事項
- 第三十二條 法務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 法務部ノ勤務及教育ニ關スル事項
 - 二 軍事司法ニ關スル事項
 - 三 監獄ニ關スル事項
 - 四 恩赦、假出獄及刑ノ執行ニ關スル事項
 - 五 法務部ノ戦時諸規則ニ關スル事項
- 第三十三條 陸軍省職員ハ附表ノ如シ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭一七勅令三〇〇)

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ陸軍省事務官ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルト
キハ陸軍省事務官ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

陸 軍 省 職 員 表

大 臣 (將 中 大) 大 次 (將 中 大)		政 務 次 官		參 謀 官		書 記 官		理 事 官		大 臣 官 房		人 事 局		軍 務 局		兵 務 局		經 理 局		醫 務 局		法 務 局					
長	中少將一	長	中少將一	長	中少將一	長	中少將一	長	中少將一	長	中少將一	長	中少將一	長	中少將一	長	中少將一	長	中少將一	長	中少將一	長	中少將一	長	中少將一		
補任課	長 兵科大中佐一	恩賞課	長 兵科大中佐一	軍事課	長 兵科大中佐一	軍務課	長 兵科大中佐一	軍務課	長 兵科大中佐一	軍務課	長 兵科大中佐一	軍務課	長 兵科大中佐一	軍務課	長 兵科大中佐一	軍務課	長 兵科大中佐一	軍務課	長 兵科大中佐一	軍務課	長 兵科大中佐一	軍務課	長 兵科大中佐一	軍務課	長 兵科大中佐一	軍務課	長 兵科大中佐一
兵科中少佐大尉	兵科大中佐	兵科中少佐大尉	兵科大中佐	兵科中少佐大尉	兵科大中佐	兵科中少佐大尉	兵科大中佐	兵科中少佐大尉	兵科大中佐	兵科中少佐大尉	兵科大中佐	兵科中少佐大尉	兵科大中佐	兵科中少佐大尉	兵科大中佐	兵科中少佐大尉	兵科大中佐	兵科中少佐大尉	兵科大中佐	兵科中少佐大尉	兵科大中佐	兵科中少佐大尉	兵科大中佐	兵科中少佐大尉	兵科大中佐		
兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二	兵科中少佐二		

備 考

一 大臣及次官に任せラルル者ハ現役將校トス

二 秘書官ノ内ハ副官ノ兼動、副官ノ内ハ秘書官ノ兼動トス

三 兵科佐尉官ハ各部佐尉官ヲ以テ、各部佐尉官ハ兵科佐尉官ヲ以テ、主計佐尉官ハ建設佐尉官ヲ以テ兼任シタルコトヲ得

四 各局課員ハ必要ニ應ジ彼此兼動セシムルコトヲ得

五 編定員内ニ於テ必要ニ應ジ在士官、下士官及技手ヲ用フルコトヲ得

六 本表ノ外臨時必要ニ應ジ軍務局長ヲ輔佐セシムル爲重務局附一ヲ置キ他ニ本職ヲ有スル兵科ノ少將又ハ大佐ヲシテ之ヲ兼シシムルコトヲ得

七 本表定員ノ外臨時必要ニ應ジ兼動者ヲシタルコトヲ得

勅令第 號

第一復員及第二復員部内職員令

第一條 第一復員部内ニ別ニ定ムルモノノ外左ノ職員ヲ置キ第一復員
省及其ノ所轄官廳ニ分屬セシム

第一復員官

第一復員理事官

第一復員技師

第一復員官補

第一復員技手

前項職員ノ定員ハ第一復員大臣之ヲ定ム

第二條 第二復員部内ニ別ニ定ムルモノノ外左ノ職員ヲ置キ第二復員

省及其ノ新設官職ニ分屬セシム

第二復員官

第二復員理事官

第二復員技師

第二復員官補

第二復員技手

前項職員ノ定員ハ第二復員大臣之ヲ定ム

第三條 第一復員官及第二復員官ハ勅任又ハ奏任トス

上官ノ命ヲ承ケ復員及之ニ關聯スル事項ニ關スル事務ヲ掌ル

勅任ノ第一復員官及第二復員官ノ官等ハ高等官二等トシ其ノ俸給ハ

年俸一級四千九百二十圓、二級四千六百五十圓、三級四千三百圓、

四級四千五百圓トス

勅任ノ陸軍司政長官又ハ海軍司政長官ニシテ前項ノ一級俸ニ相當ス

ル額ヲ超ニル額ノ俸給ヲ給セラルモノ勅任ノ第一復員官又ハ第二

復員官ニ任ゼラルル場合ニ於テハ其ノ俸給額ト同額ノ俸給ヲ給スル

コトヲ得

奏任ノ第一復員官及第二復員官ノ官等及俸給ハ高等官等俸給令第

十四條ニ掲グル諸官ト同一トス

第四條 第一復員理事官及第二復員理事官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ

事務ヲ掌ル

第五條 第一復員技師及第二復員技師ハ奏任トシ内第一復員大臣又ハ

第二復員大臣ノ定ムル員數ヲ限り勅任ト爲スコトヲ得上官ノ命ヲ承

ケ技術ヲ掌ル

第六條 第一復員官補及第二復員官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ復員及之ニ關聯スル事項ニ關スル事務ニ從事ス

第七條 第一復員技手及第二復員技手ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第八條 昭和二十年勅令第 號第二條ノ規定ニ依リ任ゼラレタル第一復員官及第二復員官ノ官等ハ第三條第二項及第四項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ノ其ノ際ニ於ケル陸海軍武官トシテノ官等ニ相當スル官等トス

昭和二十年勅令第 號第二條ノ規定ニ依リ第一復員官又ハ第二復員

官ニ任ゼラレタル者ハ陸海軍武官トシテノ官等ノ在職ハ當該文官ノ相當官等ノ在職ト看做ス

第九條 昭和二十年勅令第 號第二條ノ規定ニ依リ任ゼラレタル第一復員官、第二復員官、第一復員官補及第二復員官補ノ俸給ハ別ニ命令ヲ發セラレザルトキハ第三條第二項及第四項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ノ其ノ際ニ於ケル陸海軍武官トシテノ俸給額ニ相當スル級俸ニ相當スル級俸ナキトキハ其ノ際ニ於ケル俸給額トス

前項ノ規定ニ依ル相當スル級俸ナキトキノ其ノ際ニ於ケル俸給額ガ年額ヲ以テ定メラレアル陸海軍武官ニシテ第一復員官補又ハ第二復員官補ニ任ゼラルモノノ俸給ハ其ノ月額トシ聞位未滿ハ之ヲ切捨

第十條 高等官官等俸給令第九條及第十九條並ニ列任官俸給令第三條及第四條ノ規定ノ適用ニ就テハ前條ノ其ノ際ニ於ケル陸海軍武官トシテノ俸給ヲ受ケタル時ヲ以テ第一復員官、第二復員官、第一復員官補又ハ第二復員官補トシテノ俸給ヲ受ケタル時ト看做ス

前條第一項ノ規定ニ依ル俸給ガ第一復員官又ハ第二復員官ノ一級ノ俸給額ヲ超ユルモノナルトキハ其ノ俸給ハ高等官官等俸給令第九條及第十九條並ニ列任官俸給令第四條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ第一復員官、第二復員官、第一復員官補又ハ第二復員官補ト看做ス

第十一條 昭和二十年勅令第 號第二條及前三條ノ規定ハ内地ノ陸海軍武官ノ職ニ充用中進級又ハ増給セル場合ニ於ケル第一復員官、第二復員官、第一復員官補又ハ第二復員官補トシテノ陞級及増給ニ之

ヲ準用ス

第十二條 陸海軍武官ニシテ昭和二十年勅令第 號第二條ノ規定ニ依リ第一復員官若クハ第一復員官補又ハ第二復員官若クハ第二復員官補ニ任セラレタルモノニ對シテハ給與ニ關スルモノヲ除クノ外陸海軍ノ在職武官ニ關スル規定ヲ適用ス

前項ノ規定ノ適用ニ關シ必要ナル事項ハ第一復員大臣又ハ第二復員大臣之ヲ定ム

第十三條 本令施行ノ際現ニ内地ノ第一復員大臣又ハ第二復員大臣ノ特ニ指定スル地域ヲ除ク以下同シ一ノ陸海軍部内ノ文官ノ職ニ在ル者別ニ勅令ヲ發セラレザルトキハ陸軍書記官ハ第一復員書記官ニ、海軍書記官ハ第二復員書記官ニ、陸軍教授、陸軍通譯官、陸軍司政

長官、陸軍司政官及陸軍軍政地教授ハ第一復員官ニ海軍教授、海軍通譯官、海軍司政官及海軍司政官ハ第二復員官ニ、陸軍理事官ハ第一復員理事官ニ、海軍理事官ハ第二復員理事官ニ、陸軍技師ハ第一復員技師ニ、海軍技師ハ第二復員技師ニ、陸軍省職員（兼勤者ヲ除ク）タル陸軍屬ハ第一復員屬ニ、海軍屬及海軍編修書記ハ第二復員屬ニ、陸軍省職員（兼勤者ヲ除ク）タル陸軍屬並ニ陸軍助教、陸軍通譯生及陸軍警部ハ第一復員官補ニ、海軍書記、海軍助教、海軍通譯及海軍警部ハ第二復員官補ニ、陸軍技師ハ第一復員技師ニ、海軍技師ハ第二復員技師ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス此ノ場合ニ於テ陸軍通譯官又ハ海軍通譯官ユシテ其ノ官等が高等官八等ナルモノ又ハ其ノ俸給が年額千五十圓ナルモノニ付テハ臨時其

ノ官等又ハ其ノ年額ノ俸給ヲ設ケラレタルモノトス

第十四條 本令施行ノ際現ニ内地ノ陸海軍部内ノ文官ニシテ休職中ノ

モノ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘前條ノ例ニ依リ第一復

員又ハ第二復員部内ノ職員ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノト

ス

第十五條 前二條ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ケ

ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

高等官官等俸給令中左ノ進改正ス

第十五條中「陸軍理事官」ノ次ニ「第一復員理事官」ヲ附
官」ノ次ニ「第二復員理事官」ヲ加フ

別表第一表陸軍省ノ部中「陸軍省」ヲ「第一復員省」ニ、「陸軍大臣」
ヲ「第一復員大臣」ニ、「陸軍次官」ヲ「第一復員次官」ニ、同表海軍
省ノ部中「海軍省」ヲ「第二復員省」ニ、「海軍大臣」ヲ「第二復員大臣」
ニ、「海軍次官」ヲ「第二復員次官」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年勅令第百九十二號
滿洲事件ニ關スル行賞章ノニ從事セシムル爲メ軍省ニ屬九人以内
ヲ臨時増徴ス

昭和九年勅令第百九十二號

滿洲事件ニ關スル行賞章ノニ從事セシムル爲メ軍省ニ屬九人以内

ヲ臨時増徴ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年勅令第八百九十八號
陸軍省官制附表中大佐又ハ中佐ヲ以テ充ツル職ハ當分ノ内特ニ必
要アル場合ニ限り他ニ本職ヲ有スル一階上級ノ者ヲ以テ兼勤セシ
ムルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法務局	醫務局	經理局	兵務局	軍務局	人事局	大臣官房	陸軍省	陸軍省官制對比表 第一復員省官制
全部	全部	一部 全部	大部	一部 大部	全部	全部	事務移管系統	
法務局		經理局	業務局	總務局		大臣官房	第一復員省	

陸軍省官制對比表
第一復員省官制

昭和十六年八月二十八日

昭和二十年十一月二十七日會議議案

昭和二十年十一月二十七日	決議
昭和三十年十二月一日	公布
勅令第六百八十六號	

第一復員官及第二復員官ノ任用等ニ關スル件